

信濃美術館整備委員会設置要綱

(目的)

- 第 1 長野県信濃美術館（以下「美術館」という。）の整備に必要な事項について検討するため、信濃美術館整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、整備後の美術館の開館まで設置するものとする。

(検討事項)

- 第 2 委員会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 展覧会、コレクションに関すること
- (2) 美術館教育に関すること
- (3) 県内美術館及び地域との連携に関すること
- (4) 管理運営体制に関すること
- (5) 施設整備に関すること
- (6) その他美術館の整備に必要な事項に関すること

(組織)

- 第 3 委員は、美術館の館長予定者及び学識経験者その他知事が適当と認める者のうちから知事が委嘱する。
- 2 委員会は委員 17 人以内で組織する。
- 3 委員の任期は委嘱の日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第 4 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により決定する。
- 2 委員長は、委員会を統括する。
- 3 委員会に委員長代理を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長に事故等があるときは、委員長代理が、その職務を代理する。

(会議)

- 第 5 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門委員会)

- 第 6 委員会に、専門的見地から検討するため、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の委員は、委員会の委員その他委員長が適当と認める者のうちから委員長が指名する。
- 3 専門委員会の設置に関し必要な事項は別に定める。

(庶務)

- 第 7 委員会の庶務は、県民文化部文化政策課信濃美術館整備室において処理する。

(雑則)

- 第 8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 1 月 31 日から施行する。

信濃美術館整備委員会委員名簿

五十音順、敬称略

氏 名	所属・役職等
荻原 康子	前（公社） 企業メセナ協議会 事務局長
北島 義仁	信越放送（株） 代表取締役社長
北村 正博	（一社）長野県商工会議所連合会 会長
小坂 壮太郎	信濃毎日新聞社 代表取締役社長
近藤 誠一	元 文化庁長官 （一財）長野県文化振興事業団 理事長
佐野 千絵	（独）国立文化財機構 東京文化財研究所 文化財情報資料部長
竹内 順一	東京藝術大学 名誉教授
谷 新	美術評論家 前 宇都宮美術館 館長
土屋 敏行	長野県美術教育研究会 会長
野原 莞爾	（一社）長野県観光機構 理事長
橋本 光明	長野県信濃美術館 館長
樋口 博	長野市 副市長
福島 煌洲	長野県芸術文化協会 理事
松本 透	信濃美術館整備担当参与（館長予定者）
本江 邦夫	多摩美術大学 教授 長野県芸術監督（美術）
山浦 愛幸	（一社）長野県経営者協会 会長
若麻績 信昭	善光寺 寺務総長

信濃美術館整備委員会 専門委員会設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、信濃美術館整備委員会設置要綱（平成29年1月31日）第6に基づき、長野県信濃美術館（以下「美術館」という。）の運営に関する事項について、専門的な見地から検討するために設置する専門委員会に関して必要な事項を定める。

(組織及び検討事項)

第2 専門委員会の名称及び検討事項は、別表のとおりとする。

2 専門委員会の委員（以下「専門委員」という。）は10名以内とする。

3 専門委員の任期は委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 専門委員会に、専門委員会を総括する専門委員長を置き、信濃美術館整備委員会（以下「委員会」という。）の委員長が指名する。

6 専門委員長に事故があるときは、あらかじめ専門委員長が指名した専門委員がその職務を代理する。

(会議)

第3 会議は、専門委員長が招集し、専門委員長が議長となる。

2 専門委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 専門委員会の決定事項は、委員会に報告するものとする。なお、委員長への報告をもって、委員会への報告とすることができる。

4 専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第4 専門委員会の庶務は、県民文化部文化政策課信濃美術館整備室において処理する。

(雑則)

第5 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年2月6日から施行する。

別表

名称	検討事項
美術館運営専門委員会	(1) 展覧会、コレクションに関すること (2) 美術館教育に関すること (3) 県内美術館との連携に関すること (4) 管理運営体制に関すること (5) 施設整備に関すること (6) その他美術館の整備に必要な事項に関すること
地域連携専門委員会	(1) 美術館と地域との連携に関すること (2) 県民の気運醸成、広報に関すること (3) その他集客や地域連携に必要な事項に関すること